

(別紙)

実務経験期間の算定の具体事例

具体事例 (資格等登録日)	要件の可否
<p>特養就職 介護職員 (無資格・2年) 介護福祉士登録 介護職員 (1年) 3年(就職後) 申請</p>	
<p>A 特養就職 介護職員 (無資格・8年) 退職 介護福祉士登録・B 特養就職 この時点で要件該当</p>	
<p>准看護師免許登録 看護業務 看護師免許登録 看護業務 通算 3年 申請</p>	
<p>保健師 保健師法に基づく保健師業務 3年 申請</p>	
<p>特別養護老人ホームに事務員として就職 事務員として業務の傍ら相談援助業務に従事(2年) 社会福祉士登録 相談業務(1年) 3年 申請</p> <p>職務上明確に位置づけられていない場合は、実務経験として算定不可。(辞令などで明示されていること。)</p>	×

研究部門や事務部門といった直接的な対人援助でない業務に従事していた期間は、実務経験には含まれません。